

2021. 3. 8 (第 11 回伊賀市総合計画審議会)

岩崎 恭彦

自治基本条例(改正)について思うこと

はじめに

●自治基本条例とは

→「自治体運営の基本的事項を定める条例」をいうこととする



主な規定内容

- ・自治に携わる各主体(長、議会、職員、住民等)に係る規定
- ・自治体運営と住民との関係に係る規定
- ・自治体行政の内部運営に係る規定

1. 自治基本条例の性格

1)自治基本条例を制定する目的

- ①自治体の今後のあり方についてグランド・デザインを自ら描く
- ②他の条例制定を含む個別の施策の展開に体系性を与える
- ③住民参加、住民との協働という理念や仕組みを定める

2)規定内容の具体性

- ①-a 抽象的な理念や責務のみを規定するもの
- ①-b より具体的な制度を想定した上でその制度自体については定めず、他の条例にゆだねるもの
- ②具体的な制度自体を自治基本条例の中で設定するもの

広義の「理念条例」

3)基本条例であることの意義

- ①(他の条例で保障を具体化する場合を含めて)住民参加の手続的保障
- ②目指すべき自治のあり方や地域社会の姿の明確化
- ③議会との共通認識に基づく円滑な施策運営
- ④制度的安定性(=基本条例の改正は簡単に行うべきではない、との理解)

2. 伊賀市にとっての自治基本条例

1)2004年の条例制定

①背景:条例制定の直前に生じた国家変動、社会変動への対応

- ・地方分権改革
- ・市町村合併
- ・“補完性の原則”の考え方や“住民自治”の実現の重視



②自治基本条例に求められた役割

→地方分権改革や市町村合併により変動した条件に対応を図る中で、伊賀市における自己決定・独自の政策形成の活性化を目指す



地方分権改革の成果や合併前6市町村の自治の到達点に基づき制定

→「自治基本条例をみれば伊賀市の自治のすべてが分かる」ように条例がつけられたことに一定の意義

2)今般の条例改正

①背景:現在生じつつある、または将来生じうる諸変動への対応

- ・加速度的に進む人口減少
- ・税収減、公共施設の維持管理等に伴う厳しい財政運営
- ・地域活動の担い手不足、主体間の連携・ネットワークの不足
- ・更には、新型コロナウイルスの感染拡大、など



②自治基本条例に今後求められるであろう役割

→流動的で不確実な諸条件の下で、可変的・柔軟に対応しつつ、更に伊賀市における自己決定・独自の政策形成の活性化を目指す



自治基本条例の形骸化を防止、現状に則した内容や構成かの検討

- ◎それでも不変的(普遍的)な、伊賀市の自治の基本とは何か  
→基本条例にきちんと残すべき規定内容の見極め
- ◎状況変化に対応した柔軟な見直しを可能にすべき事項とは何か  
→基本条例以外の法形式にゆだねるべき規定内容の見極め

3. 専門部会における審議

1)大きな方向性

=今回の見直しにより、自治基本条例を本来の目的である“理念条例”に

2)審議のポイント(詳細については、裏面の前回審議会資料を参照)

- (1) 基本的人権の視点
- (2) 自治組織に関する視点
- (3) 条例の構成
  - ①わかりやすい構成
  - ②スリム化
  - ③新たな視点

伊賀市自治基本条例の見直し検討状況

1 検討体制

・専門部会の設置

2019（R元）年8月2日審議会において、会長より専門的見地から審議する専門部会の設置について提案 ⇒ 承認

・部会員

岩崎会長、加納副会長、乾委員、服部委員、皇学館大学 板井教授  
アドバイザー：四日市大学 岩崎学長

2 審議のポイント

【大きな方向性】

今回の見直しにより、自治基本条例を本来の目的である“理念条例”とする。

（1）基本的人権の視点

- ・基本理念、基本原則等本質的なものは原則変更しないが、「人権の視点」は、自治・まちづくりを行ううえでの前提となることから、基本理念として新たに規定

【条文案】

市民一人ひとりの人権が保障され、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、互いに多様性を認め合う、人権文化あふれる地域を形成する。

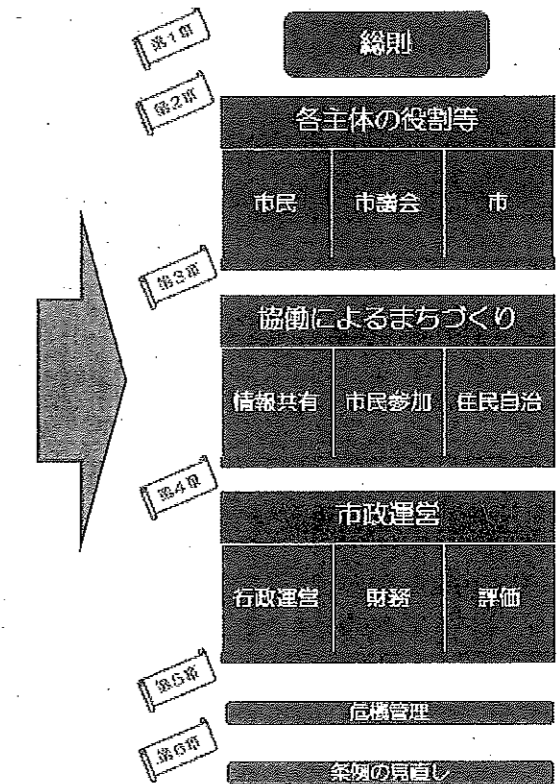
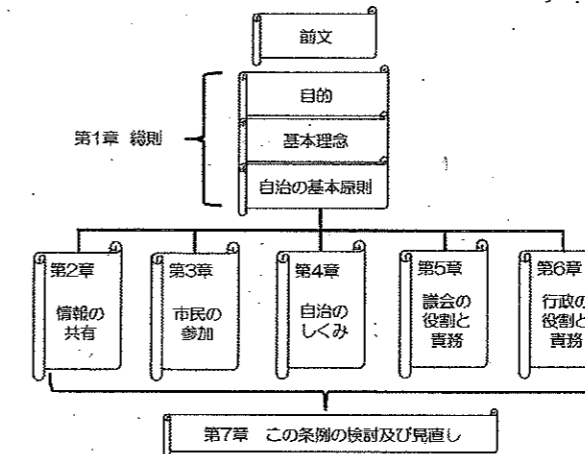
（2）自治組織に関する視点

- ・住民自治協議会の権能や責務の規定について検討
- ・伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書（2010（平成22）年3月）に基づき住民自治地区連合会の規定を検討  
⇒ 合併特例法で定める地域審議会としての役割と併せ、合併当初それぞれの地域の特性を残すために新市建設計画において設置することを合併協議会で決定されたが、新市建設計画期間（10年間）の暫定設置とし、その後は各地域の自治協により情報交換の場として任意に設置する。
- ・地域振興委員会の規定を検討  
⇒ 住民自治協議会が全域に設置されたため
- ・支所の規定（第37条）を検討  
※自治組織のあり方検討部会（事務局：総務部）で支所のあり方等を検討中
- ・現行第4章の住民自治協議会の規定については、基本的な部分は規定するが、詳細については別条例とする。  
⇒ 全地域に住民自治協議会が設立され、次のステップとして、自治協が地域住民に開かれた組織とし、継続的かつ計画的に住民自治に取り組むために

実態に即した運用規定を別に定める必要がある。

（3）条例の構成

①わかりやすい構成



②スリム化

- ・他法令又は他条例等に包含している条文は、原則省略する。

（例）

- 第9条 出資法人等の情報公開  
(出資法人への関わり方基本的事項を定める条例・情報公開条例)
- 第10条 情報の収集及び管理（情報公開条例）
- 第11条の2 意思決定過程の情報共有（情報公開条例）
- 第42条 行政の役割と権限（一部削除）（地方自治法）
- 第47条 法務体制（伊賀市における条例等の整備方針）
- 第49条 公益通報（伊賀市職員等公益通報条例）
- 第53条 予算編成、予算執行（地方自治法）
- 第55条 財政状況の公表（地方自治法）

③新たな視点

- ・社会情勢等の変化に伴う新たな規定を検討する  
子どもの権利、多文化共生、事業者の役割、危機管理、総合計画、広域連携等